

# 会費規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人千葉県損害保険代理業協会(以下「本会」という)は、定款第42条の規定に基づき、本規則を定める。

## 第2章 入会金・会費

(入会金)

第2条 入会金は、正会員に限り3,000円とし、入会時に納入する。

(会費)

第3条 会費の額は、定款第6条に定める会員の種類に応じて、次のとおりとする。

一 正会員

募集人数	会費(年額)
3名以下	28,000円
4名から9名まで	48,000円
10名から19名まで	68,000円
20名から49名まで	98,000円
50名以上	148,000円

二 一般会員

なし

但し、正会員が他の代協に属する一般会員については、10,000円とする。

三 賛助会員

30,000円とする。

(会費の納入方法)

第4条 5月初旬及び6月初旬の指定日に均等2回の口座振替を原則とする。

但し、振替不能の時は本会指定の口座へ振込むものとし、その際の振込手数料は会員負担とする。

(会費の納入期限)

第5条 会費の納入期限は、前条の請求で定めた指定日とする。

(会費の滞納)

- 第 6 条 前条の納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しない時は、その年の 10 月末日までに納入するよう督促を行う。
- 2 前項の督促期限が経過したにもかかわらず、さらに会員が会費を納入しない時は、その年の 11 月末日までに納入するよう再度督促を行う。
  - 3 前項の再度の督促期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しない時は、滞納とする。ただし、滞納の認定に当たっては、理事会の承認をもって滞納者とする。
  - 4 滞納者は、滞納会費を完納しなければならない。

(正会員の会費内訳)

- 第 7 条 第 3 条の金額は、一般社団法人日本損害保険代理業協会の会費も含むものとする。

(会費対象年度)

- 第 8 条 本年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(中途加入)

- 第 9 条 年会費の月割とする。但し、一般会員及び賛助会員を除く。

### 第 3 章 附 則

(変 更)

- 第 10 条 本規則の改廃は、定款第 4 2 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、入会金及び会費の額とその納入方法については、定款第 8 条および 第 2 1 条の規定に従い、総会の決議をもってこれを定めなければならない。

(附 則)

- 第 11 条 本規則は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日より施行する。
2. 第 2 条の規定にかかわらず、本会の前身である千葉県損害保険代理業協会（以下「旧千葉代協」という。）の会員であった代理店に所属する者が、本会の設立に際して移行入会するときは、入会金を徴収しない。
  3. 前項に定める者が、旧千葉代協に平成 2 0 年度の会費を全額完納しているときは、本会の平成 2 0 年度の会費は徴収しない。
  4. 第 2 項に定める者に、旧千葉代協の平成 2 0 年度の会費に未納金があるときは、本会がこれを 徴収することができる

(変 更)

- 第 12 条 本規則の改廃は、定款第 4 2 条の規則に従い、理事会の決議を経なければならない。

- (改 訂) 1.平成 2 1 年 7 月 2 5 日 平成 2 1 年度第 1 回理事会にて決定 会費と政治連盟会費  
2.平成 2 9 年 1 月 1 9 日 平成 2 8 年度第 3 回理事会にて決定 会費の改定